

有効に
活用

スクールソーシャルワーカー



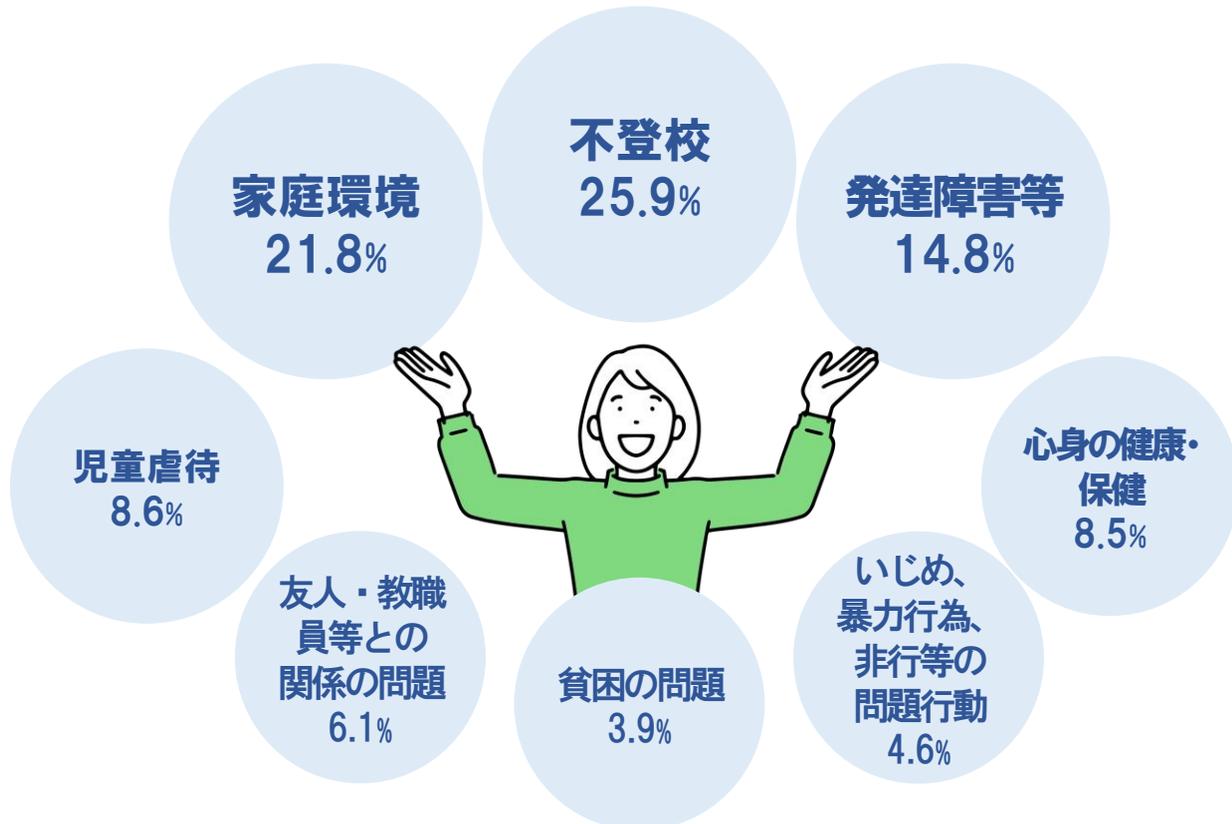
スクールソーシャルワーカーとは

「つながりの専門家」
児童生徒のニーズを保護者、教職員と共有し、
関係機関との調整・仲介・連携を中心に担う

～ スクールソーシャルワーカーの職務内容 ～

- 1 児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- 2 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- 3 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- 4 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- 5 教職員等への研修活動

1 スクールソーシャルワーカーが支援する相談内容



「家庭環境」「児童虐待」に関する相談割合が高い

(スクールカウンセラーとの比較)

文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業に関するQ&A(令和4年2月)」より 令和2年度の支援件数(割合)

2 どのようなときに活用できるのか(主な例)

キーワードは

「対応が困難な事案」「校外機関につなげる」「家庭への支援」

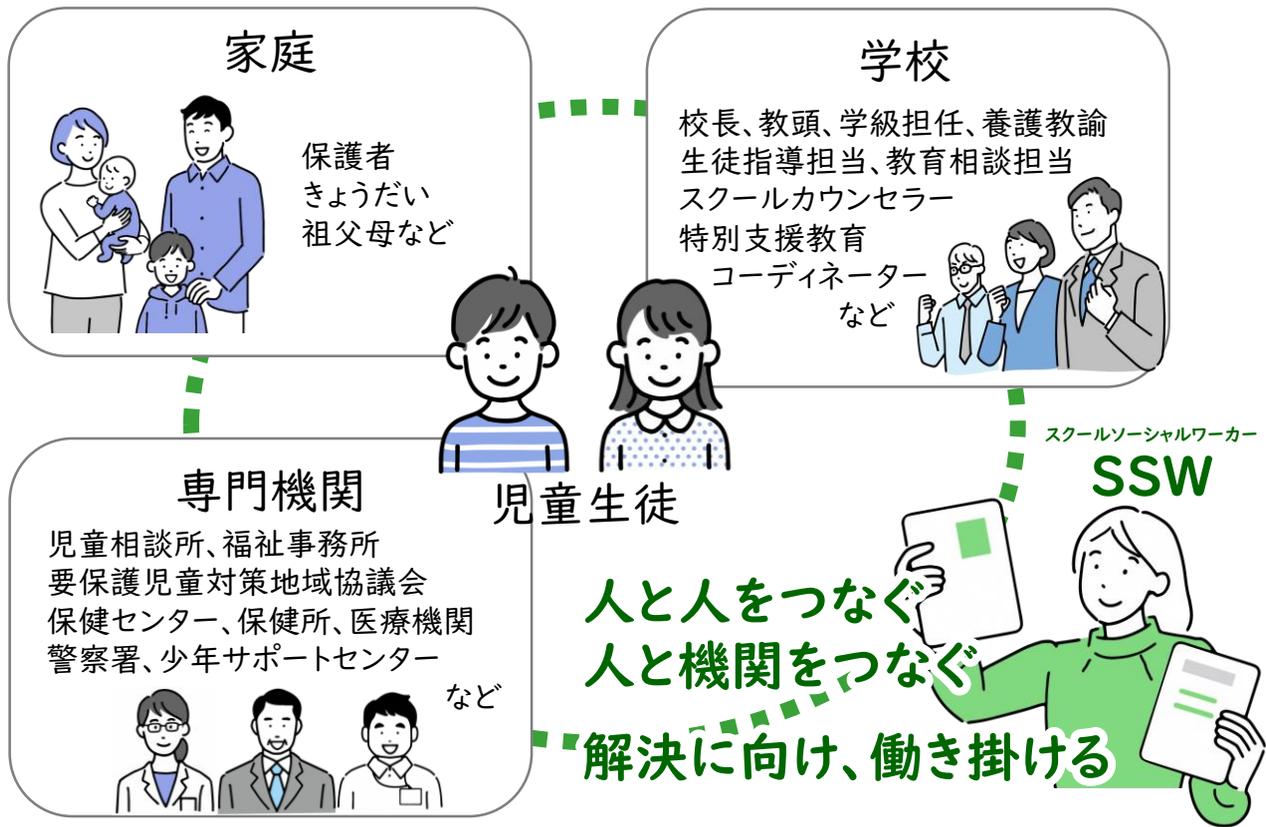
1. 校内ケース会議や定期教育相談会等であげられた「気になる子ども」について、今後の対応方針などについての助言がほしいときや、学級担任や校内担当者が継続的に取り組んでいるが、家庭問題など学校だけでは見えにくい背景について相談したいとき。
2. 児童生徒の置かれている環境整備や、公的支援の活用などのため、校外機関とつなげたいとき。(スクールソーシャルワーカーが児童生徒・保護者などと校外機関のつなぎ役になり、問題解決のための新しい体制をつくることができます。)
3. 学校内で該当児童生徒については特に問題を感じていないが、保護者の様々な負担を軽減し、家庭での家族関係の調整が必要な事案や、保護者自身が第三者に話を聞いてもらいたいという意思があるとき。(家族支援が子どもの自立を促進します)



※保護者の希望でスクールソーシャルワーカーが派遣される場合も、支援を実施する主体は学校となります。

「新潟県いじめ対応総合マニュアル」小・中学校編p.32、県立学校編(改訂版)p.33 抜粋(下線を追加)

3 スクールソーシャルワーカーの業務(イメージ図)



4 スクールカウンセラーとの違い

スクールソーシャルワーカー
SSW

つながりの専門家

社会福祉の専門的な知識を活用して、
環境に働き掛ける資格者

(主な資格) 社会福祉士、精神保健福祉士 等

スクールカウンセラー
SC

こころの専門家

心理の専門的知識を有する資格者

(主な資格) 公認心理師、臨床心理士 等

- (1) 関係機関とのつながり
- ・ケース会議(支援方法の検討会)への参加
 - ・経済的なサポートに対する助言
 - ・各種申請への助言
 - ・福祉サービスの紹介
 - ・医療機関への同行
 - ・児童生徒や保護者と面談
- (2) 保護者との面談をとおして、児童生徒の課題が解決できるようなプランの提示

- (1) 児童生徒に対するカウンセリング、アセスメント(見立て)
- (2) 保護者とのカウンセリング、子どもへのかかわり方に対する助言
- (3) 専門的な知見から教職員に助言
- ・各種部会への参加、情報共有
 - ・ケース会議への参加
 - ・校内研修の講師
 - ・児童生徒へのかかわり方に関する相談

5 活用事例

【事例1】おしゃべりや立ち歩きがあり、落ち着かない学級

小4のある学級は、授業中に児童がおしゃべりして立ち歩くため、落ち着かない状態となっていた。スクールソーシャルワーカーは、学級の中心人物であるAさんへの個別支援として、学級での様子を観察し、学級担任と対応策を話し合った。また、家庭訪問でAさんと保護者の困り感を聞くことを重ね、医療機関の活用を提案した。受診の結果、Aさんに発達障害の傾向があることが分かり、学校はAさんに合った支援を検討し、チームで対応する体制を築こうとしている。



【事例2】不登校が続き、保護者との連携が困難な家庭



Bさん(中2男子)は、中学校入学後から全て欠席で、保護者は学校からの電話や家庭訪問に応じない状態となっていた。スクールソーシャルワーカーは、支援者としての役割を説明することで家庭訪問を実施し、Bさんと保護者の困り感を聞き取ることができた。継続的な支援によって、Bさんと教育支援センター、保護者と学校がつながり、学校はBさんに合った支援をスクールカウンセラーも加えて検討し、Bさんは少しずつ登校できるようになっている。

【事例3】ヤングケアラーで学校生活に支障が出ている生徒

Cさん(中3女子)は、母親、小6、小3の弟、3歳の妹の5人暮らし。経済的に苦しく、弟、妹の世話が理由で登校できない日もあった。スクールソーシャルワーカーは母親と面談して、必要な行政サービスを紹介し、妹の保育所利用の手続きを支援した。また、校内のケース会議に参加し、教職員と具体的な支援策を検討した。妹が保育所に入所したことで、Cさんが妹につきっきりになる状況が改善され、母親もCさんと一緒に過ごす時間が増やせている。



6 派遣を依頼するには

校長・教頭を通じて、所定の手続きにて各地区教育事務所に派遣を申請ください。

- 申請書を送付する際には、当該市町村教育委員会にも申請書を送付してください。
- 派遣までに時間を要する場合があるため、早めの申請をお願いします。
- 提出された依頼書等から、スクールソーシャルワーカーを有効に活用できる事案であるかを総合的に判断し、派遣の有無を決定します。
- スクールソーシャルワーカーの対応時間は10:00~16:00を基本としていますが、状況に応じて調整できます。

いじめ見逃しゼロ県民運動

新潟県いじめ対策ポータル

LINE公式アカウント



新潟県教育委員会

小・中・特別支援学校スクールソーシャルワーカー 教職員向けリーフレット
(令和4年11月)

このリーフレットは、文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」
「SSWガイドライン(試案)」、新潟県教育委員会「新潟県いじめ対応総合マニュアル」
を参考に作成しました。